

# 唐代の平闕式についての一考察（上）-敦煌写本「唐 天宝職官表」の検討を通して-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2015-05-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 岡野, 誠 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/17266">http://hdl.handle.net/10291/17266</a>

【論説】

唐代の平闕式についての一考察(上)

——敦煌写本「唐天宝職官表」の検討を通して——

岡野誠

目次

はじめに

一 唐代平闕式の研究状況

二 「唐天宝職官表」中の「新平闕令」の性格

三 平闕式関連諸史料の検討

四 平闕用語の比較

注

(以上本号、以下待続)

## はじめに

近代以前の中国を対象とする古文書学・文献学において、初学者がまず習得すべきこととして、「避諱<sup>ひいき</sup>」と「平闕<sup>へいけつ</sup>」とがある。「避諱」を知らなければ史料の校勘ができず、「平闕」の知識がなければ、文章を区切ることが難しい。今日「避諱」については、専門書や専門辞典が出版されており、研究案内の文章も少なからず存在する。<sup>(1)</sup>他方「平闕」については、若干の研究はあるものの、専門書や専門辞典といったものはまだないように思う。

「平闕」とは、文章中に一定の用語が出現すると、書式上「平出・闕字・擡頭」(後述)することで、公文書から始まり、やがて私文書へと拡大していったと考えられる。「平闕式」とは、「平闕」に関する「式」、すなわち書式・規則・模範を意味する用語であり、主として法令や書儀に現れる。

本稿は唐代における「平闕式」について検討することを目的とする。唐代の平闕式を議論するに当たり、ポール・ペリオ (Paul Pelliot) 将来の敦煌文献の一つである「唐天宝職官表」〔P二五〇四〕(擬題、研究者により名称が若干異なる)を中心に据える。この史料は、他に類例がないため大変貴重であり、またそれ故その存在は比較的よく知られている。この史料と併せて検討すべきものとして、『唐六典』所収の平闕式があり、また書翰の手引きから発達した総合的礼儀書としての「書儀」の一つである、鄭餘慶撰『大唐新定吉凶書儀』〔S六五三七v〕所収の「公私平闕式」がある。<sup>(2)</sup>「唐天宝職官表」および『唐六典』所収の平闕式はいわば規則であり、これに対して『大唐新定吉凶書儀』中の平闕式は模範に相当するであろう。<sup>(3)</sup>

「公私平闕式」という標題からも明らかのように、「書儀」において、「平闕式」は公文書と私文書の両者に関わる。

しかし筆者の現在の関心から、本稿ではさしあたり、公文書に関する「平闕式」に議論を限定する。私文書における「平闕式」については、今後別に論ずる機会をもちたいと思う。

さらに本稿では、「平闕式」という「平闕」に関する一種の規範（書式・規則・模範）を専ら問題とする。現実社会においては、このような規範を超えた、あるいは規範に抵触する実例が少なからず存在する。これらの調査・検討も重要ではあるが、検討対象が一拳に膨大となるため、「平闕」の実例の検討はこれも他日を期したいと思う。

以上の作業を通じて、唐代の「平闕式」の内容、変遷そしてそれらの背後にある歴史について、一部分なりとも解明することができれば、筆者として誠に幸いである。

## 一 唐代平闕式の研究状況

初めに唐代平闕式をめぐる研究状況を確認しておきたい。

まず『唐六典』は著名な職官の書であり、関連論文は数多いが、とくにその「平闕式」に力点を置いた論稿は見られない。のちに紹介するように、唐令復原研究や『唐六典』の点校本（活字本）・現代中国語訳本等において、若干言及されることがあり、また「書儀」研究の中<sup>(4)</sup>では、比較史料の一つとして論じられることがある。

つぎに「唐天宝職官表」の写真、録文および研究史については、かつて下記の文献で紹介したことがある（以下文献表示において、「:」の上は本稿中の引用に際しての略号である）。

〔池田・岡野一九七八〕・池田温・岡野誠「敦煌吐魯番発見唐代法制文献」〔法制史研究〕第二七号、一九七八

二〇〇～二〇一、二一七～二一八頁。

*Legal Texts (A)/(B)*: T. Yamamoto, O. Ikeda & M. Okano co-ed (山本達郎・池田温・岡野誠共編)『*Tan-huang and*

*Turfan Documents Concerning Social and Economic History, I, Legal Texts (A)/(B)*, The Toyo Bunko, 1980, 1978.

写真は (B) 八七～九一頁、録文は (A) 四五～四八頁(逆頁)、研究史は (A) 五〇～五二頁。

上述の *Legal Texts* とその補遺篇<sup>(6)</sup>に掲げた文献、およびその後に表示された関連文献には以下のようなものがある。

〔日文〕

〔大谷勝真一九三三〕:「敦煌遺文所見録(一)——唐代国忌諸令式職官表に就いて——」(『青丘学叢』第十三号、青丘学会) 一七一～一七七頁。平闕については一七四頁で簡単にふれるのみ。録文は一七七頁に大型の一覽表として貼り込まれている。

『拾遺』: 仁井田陞『唐令拾遺』東京大学出版会、一九六四、初版一九三三。八五～八七、五六九～五七四頁。

『拾遺補』: 仁井田陞著、池田温編集代表『唐令拾遺補』東京大学出版会、一九九七。七一六～七一七、一二七六～一二七八頁。

〔中文〕

〔金毓黻一九四三〕:「敦煌写本唐天宝官品令考釈」(『説文月刊』三卷一〇号) 一〇七～一一七頁。

〔劉俊文一九八九〕:「天宝令式表残卷」(『敦煌吐魯番唐代法制文書考釈』中華書局、初出「天宝令式表与天宝法制」一九八六) 三五五～四〇三頁。録文は三五六～三七一頁、考証・校補・箋釈は三七一～四〇三頁。

〔唐・陸一九九〇〕:「唐耕耦・陸宏基編『敦煌社会経済文献真蹟積録』第二輯、全国図書館文献縮微複製中心・古佚小説会。録文は五八七～五九五頁。

〔黄正建一九九五〕:「平闕与唐代政治」(『春史卞麟錫教授還曆記念唐史論叢』韓国大邱、図書出版ソンジン) 一

四一～一五四頁。

〔池田温一九九八〕：『唐官品令管窺』（『中国古代社会研究―慶祝韓國磐先生八十華誕紀念論文集』厦門大学出版社）一二～二六頁。「職官表」については、一三～一四頁。

〔戴建国二〇〇一〕：『唐『天宝律令式』說獻疑』（『法律史論集』第三卷）五一七～五三三頁。

これらの文献のうち、「黄正建一九九五」は平闕に関する専論であり、『拾遺』『拾遺補』は、唐令復原研究において「唐天宝職官表」も用いている。また「劉俊文一九八九」は、平闕式を部分的に校訂する。「戴建国二〇〇一」は、「劉俊文一九八九」の初出論文（一九八六）に対する批判論文。その他の大部分は「職官表」全体の録文・官制・製作年代等の解明に力点が置かれており、平闕式への言及は多くはない。

つぎに『大唐新定吉凶書儀』の写真は、後掲の『英敦』第四卷にある。またその研究には、以下のようなものがある。

〔日文〕

〔周一良一九九二〕：『唐代書儀の類型』（池田温編『敦煌漢文文獻』〈講座敦煌三〉大東出版社。本稿のもととなったのは、中文論文「敦煌写本書儀考（之二）」『敦煌吐魯番文獻研究論集』第四輯、北京大学出版社、一九八七）。鄭餘慶の書儀に関しては六九八～六九九頁。

〔丸山裕美子二〇〇四〕：『敦煌写本書儀にみる唐代法制史料』（國學院大学日本文化研究所編『律令法とその周辺』汲古書院、初出一九九七）二六四～二七一頁。平闕式については二六九頁。

〔中文〕

〔英敦〕：『中国社会科学院歴史研究所他編『英藏敦煌文獻（漢文仏經以外部分）』第四卷、四川人民出版社、一九九一。『大唐新定吉凶書儀』（S六五三七v八～一三）の写真は九九～一〇四頁（『英敦』での文書番号の小番号

は、文献写真の齣ごとに振られているため、従来の文書番号とは相違する。

〔趙和平一九九三〕：『敦煌写本書儀研究』台北、新文豊出版公司。『大唐新定吉凶書儀』の録文は四八〇～五〇三頁、題解（解題）・校記は五〇四～五一七頁。

〔趙和平一九九五〕：『敦煌写本鄭餘慶『大唐新定吉凶書儀』殘卷研究』（周一良・趙和平『唐五代書儀研究』中国社会科学出版社、初出一九九〇）一四六～一七八頁、録文は一七九～一九〇頁。

〔張小豔二〇〇七〕：『敦煌書儀語言研究』商務印書館。平闕については二三七、敬空符については二二四～二二六頁。

〔趙和平二〇一一〕：『趙和平敦煌書儀研究』上海古籍出版社、一六三～一九四頁。

〔吳麗娛二〇一三〕：『敦煌書儀与礼法』甘肅教育出版社。平闕については一八四～一八九頁。

本史料の位置づけについては、「周一良一九九二」が有用である。またその録文は「趙和平一九九三」、「趙和平一九九五」が提示し、研究には「趙和平一九九五」（再録「趙和平二〇一一」）がある。「丸山二〇〇四」は、書儀と平闕式についても言及するところがあり、「張小豔二〇〇七」、「吳麗娛二〇一三」は、平闕式について、それぞれの専門の立場から簡潔に解説する。

以下本稿では、「唐天宝職官表」所収の「平闕式」を中心として、時代的にそれに先行する『唐六典』中の「平闕式」、および唐後半の『大唐新定吉凶書儀』中の「公私平闕式」と比較・検討しながら議論を進めてゆきたい（以下において、これら三種の「平闕式」を併せて、「唐平闕式」と称する）。

## 二 「唐天宝職官表」中の「新平闕令」の性格

本稿において取り扱う「唐天宝職官表」（P二五〇四）（擬題）は、巻首を上、巻尾を下に、各欄上から下へと書写されている。幅二七×長さ一八五センチメートル。全三段に分かれ、各標題が朱書され、官名中清官には頭に朱点が付けられている。内容としては、国忌・田令・禄令・平闕式・不闕式・新平闕令・旧平闕式・装束式・假寧令・公式令・文武式・官品令（文武正一品～従九品下）を含む。

先行研究を検討した「池田一九九八」によれば、本「職官表」に含まれる唐令は、開元七年、同二五年令および部分的に改訂された天宝時代の令であり、すなわち開元二五年令を基礎にして若干の天宝新制を挿入したものと云う（一四頁）。したがってこの「職官表」が基づいた官本は、八世紀後半に作成されたものと考えられる。本「職官表」は、その原本を縮写したものであるが、転写に際して欄の混乱や誤字が見られることから、官人が個人用に書写したものと推測される。先に述べたように、本「職官表」の写真・録文と研究史は、山本達郎・池田温・岡野誠共編の *Legal Texts (A)/B* の XXII を参照された。

ここに取り上げる「平闕式」とは、唐代公文書（前述したように、「平闕」は公文書ばかりでなく私文書にも見られるが、本稿では公文書に限定して検討する）作成の際、政治的権力や宗教的権威に対して、書式上敬意を示す方法について規定した規則である。

「平闕式」がどのようなものか、具体的な史料を「唐天宝職官表」の中からあげることとする。

図一（後掲）は「唐天宝職官表」の第三、四段目の平闕式関連部分を、そのまま一種の図として切り取ったものである。その「平闕式」に関する各部分（仮に「節」と呼ぶこととする）に a～f の記号を付けて区分した。「職官表」自体は上の段から下の段に進むものであるが、平闕式関連史料について見れば、a・b（cはbの附則）の方が、d・e（fはeの附則）よりも重要である。また a は b に、d は e に優先するので、図一のように a～f の順で記号を付けた。



図一 「唐天宝職官表」中の「開元・天宝平闕式」

開元 25 年平闕式（b～f）に、天宝元年、玄宗の指示により新たな平闕令（a）が追加されたことを示す。2 頁にわたる本図は、「L」字型となる。なお、波線部分は原本では朱筆、a・b・c 等の記号および番号は、引用者が加えたものである。

如或不可、永無隱焉。膝至、准	雖同、非涉尊敬者、不須懸闕。	汎説議類者、並皆闕文。諸字	勅、以前語涉重、宜令平闕。其餘	膝。奉	25 坤 珎	21 后 土	17 乾 道	13 上 帝	9 蒼 天	5 道 源	1 大 道	中書門下、 膝禮部。	a 新平闕令
					26 坤 靈	22 皇 地	18 乾 象	14 五 方帝	10 上 天	6 道 宗	2 至 道		
					27 坤 儀	23 坤 道	19 乾 符	15 九 天	11 皇 天	7 昊 天	3 玄 道		
					24 坤 德	20 地 祇	16 天 神	12 穹 蒼	8 旻 天	4 道 本			

第 4 段

第3段

f 66 陵廟召為官、惣不闕。 <small>(巻)</small>	64 皇太子	61 陵中樹木	58 宗廟中	e 不闕式 右已上字、並須平闕文。	55 朝命	52 天恩	49 乘輿	46 宗廟	d 平闕式
	65 舍人	62 待制	59 陵中		56 中宮	53 勅旨	50 詔書	47 社稷	
		63 車中駕	60 行陵		57 御車駕	54 聖化	51 昭詔 <small>(巻)</small>	48 陵号	
c 45 汎論古典、不在此限。	右已上字、並須依平闕。	44 皇考	40 皇后	36 至尊	32 先名 <small>(巻)</small>	28 天帝	b 舊平闕式	天寶元載六月十二日 膝。	勅。故膝。
		41 皇太子	37 太皇	33 皇帝	29 皇祖				
		42 廟号	38 太后	34 天子	30 皇祖妣				
		43 皇祧	39 皇太后	35 陛下	31 先帝				

第4段

「職官表」自体が上から下に進むのに、何故 d・e・f 部分を先に書き、a・b・c を後回しにしたのであろうか。これは恐らく、転写者が第三段目に「田令」と「禄令」を記し、その餘白を考えると、a・b・c を記入するのは無理で、むしろ d・e・f の方が分量が少なく適していると判断したためかと思われる。

つぎに a・b・d・e 各節の標題の違いについて、少し考えてみたい。a「新平闕令」が b「旧平闕式」に対応することは新・旧の語から明らかであるけれども、この場合の「令」「式」は、いわゆる法典としての律令格式の令・式を意味するものではない。後述するように a は天宝元年（七四二）に発せられた王命である。そのことを示すため「令」と記されているのである。これに対して b（および d・e）は「式」と名付けられているが、これは例えば公式令中の公文書の書式に附けられる「制書式」「牒式」「過所式」等のごときものである。すなわちこの場合の「式」は、書式・規則を意味する語である。<sup>(8)</sup>

なお a が「新平闕令」として発出されたことにより、b の「旧平闕式」は廃止されて無効となったのかと言えば、両者の内容（平闕用語）に重複するものがないことから明らかのように、a は b（および c・d・e・f）に追加されたものである。b の「旧平闕式」について、仁井田陞氏は「この旧平闕式は、唐六典とは差異があるが、開元二五年令によって文をなしたものであらうかと思う」（『拾遺』五七一頁）と推測されている。筆者は、各節の内容から見て、b に限らず c・d・e・f を含めて、開元二五年公式令に拠るものと思う。以上のことから「令」「式」が必ずしも法典の別を意味するものではないことが分かる。

上述したところから明らかのように「唐天宝職官表」中の平闕式関連史料（a～f）は、開元二五年令に拠る「平闕式」（b～f）に対して、天宝元年に平闕式に関する新たな王命（a）が追加されたものである。したがって以下において、a～f を一括して「開元・天宝平闕式」、略して「開天平闕式」と仮称することとする。天宝元年の時点では、

a～fの全体が有効な法であったと考えられる。<sup>(9)</sup>

今 a の「新平闕令」を書き下すと、次のようになる（本稿第三節以下の④ a に該当する。なお以下において、「」は原文の改行を示す）。

・（新平闕令）

中書門下、礼部に牒す。

大道・至道・玄道・道本・／道源・道宗・昊天・旻天・／蒼天・上天・皇天・穹蒼・／上帝・五方帝・九天・天神、／乾道・乾象・乾符、地祇・／后土・皇地、坤道・坤德・／坤珠・坤靈・坤儀。牒す。

勅を奉ずるに、前の語重きに渉るを以ちて、宜しく平闕せしむべし。その餘の

汎説議類は、並びに皆な闕文とす。諸字

同じきと雖も、尊敬に渉るに非ざれば、懸闕を須いず。<sup>(10)</sup>

如し不可あらば、永に隠ること無からん。牒至らば、

勅に准ぜよ。故に牒す。

天宝元載六月十二日 牒す。

この文書が唐の公文書書式の一つである「勅牒式」によるものであることについては、すでに仁井田陞氏が前掲『拾遺』（五七二頁）において、また中村裕一氏が『唐代制勅研究』その他の著書で指摘されている。<sup>(11)</sup> 確かに中書門下から

礼部に下された公文書であり、「牒。奉／勅」「牒至、准／勅。故牒。」の文言および日附の後の「牒」の語から見て、「勅牒式」と判断することは正しいであろう。すなわち中書門下が、皇帝の指示を受けて礼部に対して伝達したもので

ある。中村氏が指摘しているように、発信者である宰相達の署名部分が省略されているので、勅諫の原文そのままではない。

この勅諫の発信日は、「天宝元載六月十二日」となっているが、唐代「年」を「載」と改めたのは、天宝三載（七四四）正月から至徳三載（七五八）三月の間のことである。したがって「載」字は「年」字の誤りであるが、ここから逆に本文書において「天宝元載」と記すことは、この「唐天宝職官表」が天宝三載以後に作成・書写（どちらかと言えば書写）されたことを示している。さらに附言すれば、「国忌」欄において、太宗と記すべきところを「玄宗」と書き誤っている（同表第一段）。廟号である「玄宗」は、玄宗が亡くなった宝応元年（七六二）に贈られたものである。「唐天宝職官表」の作成・書写（どちらかと言えば書写）は、宝応元年以後に下る可能性が大きい。

つぎにこの日附をもとに、関連史料を探すと、

『唐会要』卷五〇、尊崇道教、天宝元年六月勅<sup>(12)</sup>

『冊府元龜』卷五四、帝王部尚黄老二、天宝元年六月制<sup>(13)</sup>

『全唐文新編』卷二四、玄宗皇帝「令道教及天地乾坤字須半（平）闕制」<sup>(14)</sup>

の三史料に至る。三史料の内容は、ほぼ同じと言える（『全唐文新編』所収の当該史料は『冊府元龜』の再録と思われる）。以下に『唐会要』（上冊一〇一五頁）から引用する（『冊府元龜』と対校する。句読点は引用者）。

其年（2字、冊ナシ）六月勅（勅、冊作制曰）。大道先於兩儀、天地生於萬物、是以聖哲之後、咸竭其誠。今後應緣國家制（制、冊作致）命・表疏・簿書及所試制策文章、一事已上、語指道教之事（事、冊作詞）及天地乾坤之字者、並一切平（平、冊作半）闕、宜宣示中外。

・その年六月勅す。大道両儀に先んじ、天地万物を生む。是を以ちて、聖哲の後、咸なその誠を竭す。今後応に国

家の制命・表疏・簿書及び試する所の制策に縁ちみなむべき文章、一事已上、語の道教の事及び天地乾坤を指すの字は、並びに一切平闕とし、宜しく中外に宣示すべし。

この勅文の趣旨は、要するに制命・表疏・簿書及び科挙での制策等の文書においては、道教と天地乾坤を指す語を、すべて平闕とせよと命じたものであり、日附（天寶元年六月）から見ても、先の「開天平闕式」の「勅諫」と深く係わっている。ただし文言から見ると、両者はあたかも同時期に発せられた、それぞれ別の勅文のようにも見える。この問題をどのように考えればよいであろうか。筆者は現時点では、以下のように推定している。『唐会要』卷五〇のこの勅文は、道教および天地乾坤に関わる語について、平闕すべきことを命じたものである。これに対して「開天平闕式」の勅諫は、具体的に平闕事例とその範囲を示し、さらにその勅行を命じたものである。図一 a の「新平闕令」に掲げられた全 27 例の用語のうち、「1 大道」6 道宗」が道教関係、「7 昊天」16 天神」が天関係、「17 乾道」19 乾符」が乾関係、「20 地祇」22 皇地」が地関係、そして「23 坤道」27 坤儀」が坤関係と五組に分けられる。確かに『唐会要』等に記載するように、道教と天地乾坤（実際には天乾地坤の順）に関わる用語であることが分かる。ここから両者（『唐会要』所収史料と「開天平闕式」中の a 「新平闕令」）は、それぞれ同一勅諫の一部分であると判断することができる。

### 三 平闕式関連諸史料の検討

唐代の平闕式の分析を進めるため、以下の諸史料を用いる（①～⑥は、後掲の表一の史料番号に対応する）。

- ① 「大宝令」（仁井田陞著、池田温編集代表、前掲『拾遺補』）
- ② 「養老令」（律・令義解）〈新訂増補国史大系二二〉、吉川弘文館、二〇〇〇、初版一九三九。井上光貞他校注

『律令』（日本思想大系三）、岩波書店、一九七七、初版一九七六）

③ 広池千九郎訓点、内田智雄補訂『大唐六典』広池学園事業部、一九七三

④ 山本達郎・池田温・岡野誠共編、前掲 *Legal Text (A), (B)*

⑤ 鄭餘慶『大唐新定吉凶書儀』（S六五三七v）〔趙和平一九九三〕

⑥ 『静嘉堂文庫蔵』慶元条法事類』古典研究会、一九六八

以下これらの史料の原文を順番に掲げ、それぞれ書き下し文を加えることとする。

① 「大宝令」は、すでに亡佚しているため、その原文を提示することはできない。『令集解』等から若干の語句の存在を推測するのみである。ここでの平闕用語の推定には、前掲『拾遺補』一二七六～一二七八頁を用いる。

② 「養老令」巻八、公式令、平出条・闕字条・汎説古事条（前掲『律・令義解』二五〇～二五二頁。前掲『律令』三八九～三九二頁。句読点は引用者）。

〔平出条〕

a 皇祖<sup>1</sup>／皇祖妣<sup>2</sup>／皇考<sup>3</sup>／皇妣<sup>4</sup>／先帝<sup>5</sup>／天子<sup>6</sup>／天皇<sup>7</sup>／皇帝<sup>8</sup>／陛下<sup>9</sup>／至尊<sup>10</sup>／太上天皇<sup>11</sup>／天皇諡<sup>12</sup>／太皇太后<sup>13</sup>（太皇太妃・太皇太夫人同。）／皇太后<sup>14</sup>（皇太妃・皇太夫人同。）／皇后<sup>15</sup>

右皆平出。

〔闕字条〕

b 大社<sup>16</sup>・陵号<sup>17</sup>、乘輿<sup>18</sup>・車駕<sup>19</sup>、詔書<sup>20</sup>・勅旨<sup>21</sup>・明詔<sup>22</sup>、聖化<sup>23</sup>・天恩<sup>24</sup>・慈旨<sup>25</sup>、中宮<sup>26</sup>、御<sup>27</sup>（謂斥 至尊、闕庭<sup>28</sup>・朝庭<sup>29</sup>、東宮<sup>30</sup>・皇太子<sup>31</sup>・殿下<sup>32</sup>

右如此之類、並闕字。

〔汎説古事条〕

c 凡汎説古事、言及平闕之名、非指説者、皆不平闕。

・〔平出条〕

a 皇祖／皇祖妣／皇考／皇妣／先帝／天子／天皇／皇帝／陛下／至尊／太上天皇／天皇諡／太皇太后（太皇太妃・太皇太夫人同じ。）／皇太后（皇太妃・皇太夫人同じ。）／皇后

右は皆な平出とす。

〔闕字条〕

b 大社・陵号、乘輿・車駕、詔書・勅旨・明詔、聖化・天恩・慈旨、中宮、御（至尊を斥すを謂う。）、闕庭・朝廷、東宮・皇太子・殿下

右此の如きの類は、並びに闕字す。

〔汎説古事条〕

c 凡そ汎く古事を説き、言平闕の名に及ぶも、指して説くに非ざれば、皆な平闕せず。

③ 『大唐六典』卷四、礼部郎中員外郎条（八八頁。句読点は引用者）<sup>(15)</sup>。

凡上表・疏・牋・啓及判・策文章、如平闕之式。

（a 謂昊天<sup>1</sup>・后土<sup>2</sup>、天神・地祇（祇）<sup>4</sup>、上帝<sup>6</sup>・天帝<sup>7</sup>・廟號<sup>8</sup>（皇）<sup>9</sup>、皇祖<sup>10</sup>・（皇祖）<sup>11</sup>、皇考<sup>12</sup>・皇妣<sup>13</sup>、先帝<sup>14</sup>・后<sup>15</sup>、皇帝<sup>16</sup>・天子<sup>17</sup>、陛下<sup>18</sup>・至尊<sup>19</sup>、太皇太后<sup>20</sup>・皇太后<sup>21</sup>・皇后<sup>22</sup>・皇太子<sup>23</sup>、皆平出。b 宗廟<sup>24</sup>・社稷<sup>25</sup>・太社<sup>26</sup>・太稷<sup>27</sup>、神主<sup>28</sup>、山陵<sup>29</sup>・陵號<sup>30</sup>、乘輿<sup>31</sup>・車駕<sup>32</sup>、制書<sup>33</sup>・勅旨<sup>34</sup>・明制<sup>35</sup>・聖化<sup>36</sup>・天恩<sup>37</sup>・慈旨<sup>38</sup>、中宮<sup>39</sup>・御前<sup>40</sup>・闕庭<sup>41</sup>、朝廷之類、並闕字。<sup>42</sup> 宗廟中<sup>43</sup>・陵中<sup>44</sup>・行陵<sup>45</sup>・陵中樹木<sup>46</sup>、待制<sup>47</sup>、乘輿車中馬<sup>48</sup>、拳陵廟名為官、如此之類、皆不平闕字。若汎説古典<sup>49</sup>）



延及天地、不指說平闕之名者、亦不平出。若<sup>e</sup>写<sup>50</sup>經史群書及撰錄旧事、其文有犯国諱者、皆為字不成。凡そ表・疏・牋・啓を上る及び判・策の文章は、平闕の式の如くす。

〔a 昊天・后土、天神・地祇（祇）、上帝・天帝、廟號・〔皇〕祧、皇祖・〔皇祖〕妣、皇考・皇妣、先帝・先后、皇帝・天子、陛下・至尊、太皇太后・皇太后・皇后・皇太子は、皆な平出とするを謂う。b 宗廟・社稷・太社・太稷、神主・山陵・陵號、乘輿・車駕、制書・勅旨・明制、聖化・天恩・慈旨、中宮・御前・闕廷・朝廷の類、並びに闕字とす。c 宗廟中・陵中・行陵・陵中樹木、待制、乘輿車中馬、陵廟名を挙げて官と為す、此の如きの類、皆な闕字せず。若し d 古典を泛説し、天地に延及するも、平闕の名を指説せざれば、亦た平出せず。若し e 經史の群書を写し及び旧事を撰録し、その文国諱を犯すことあらば、皆な字を為<sup>つく</sup>るも成さず。〕

④「唐天宝職官表」 本史料中の「開天平闕式」の原文については、すでに凶一に掲げた。そのうち④ a については、第二節で書き下し文を提示した。したがってここでは残りの④ b～f の書き下し文を掲げることとする（句読点は引用者）。

・ b 旧平闕式

天帝、皇祖・皇祖妣・先帝・／先名（后）・皇帝・天子・陛下・／至尊・太皇・太后・皇太后・／皇后・皇太子、廟号・皇祧、／皇考

右已上の字、並びに須く平闕に依るべし。

c 古典を汎論するは、此の限りに在らず。

d 平闕式

宗廟・社稷・陵号、／乘輿、詔書・昭（明）詔、／天恩、勅旨、聖化・／朝命、中宮、御車駕

右已上の字、並びに須く文を平闕すべし。

e 不闕式

宗廟中・陵中・行陵・／陵中樹木、待制、車中駕、／皇太子・舍人

f 陵廟召（名）を官と為すは、惣て闕かず。

⑤ 鄭餘慶『大唐新定吉凶書儀』（S六五三七v）。史料の写真をもとに、「趙和平一九九三―四八九―四九〇頁の録

文を若干修正する（句読点は引用者）。

公移（私）平闕式第三

a 大道<sup>1</sup>・至道<sup>2</sup>・玄道<sup>3</sup>・道本<sup>4</sup>・道源<sup>5</sup>・道宗<sup>6</sup>・昊<sup>7</sup>（昊）天<sup>8</sup>・上天<sup>9</sup>・天神<sup>10</sup>・后土<sup>11</sup>・地祇<sup>12</sup>、  
 上帝<sup>13</sup>、皇祖<sup>14</sup>・皇孝<sup>15</sup>（考）、神<sup>16</sup>（坤）靈、皇帝<sup>17</sup>・天子<sup>18</sup>、〔皇〕妣<sup>19</sup>、穹蒼<sup>20</sup>、五方帝<sup>21</sup>、九天<sup>22</sup>、  
 象<sup>23</sup>・乾符<sup>24</sup>、坤道<sup>25</sup>・坤紵<sup>26</sup>（珍）・坤德<sup>27</sup>・坤儀<sup>28</sup>、天皇<sup>29</sup>・天帝<sup>30</sup>、太皇<sup>31</sup>・太后<sup>32</sup>・皇后<sup>33</sup>、  
 皇帝<sup>34</sup>・天子<sup>35</sup>・陛下<sup>36</sup>、我太子<sup>37</sup>、至尊<sup>38</sup>、皇軫<sup>39</sup>（祧）・廟号<sup>40</sup>、我国家<sup>41</sup>・我后<sup>42</sup>。  
 右已前件、公中表奏、准式並平闕。<sup>17</sup> b 宗廟・社稷、陵号、  
 乘輿<sup>45</sup>、制書<sup>46</sup>・勅旨<sup>47</sup>・明制<sup>48</sup>・制詔<sup>49</sup>、聖化<sup>50</sup>・睿哲<sup>51</sup>・絲綸<sup>52</sup>・  
 渙汗<sup>53</sup>・天恩<sup>54</sup>、闕庭<sup>55</sup>、国家<sup>56</sup>、玄造<sup>57</sup>・玄化<sup>58</sup>、神至<sup>59</sup>（主）・太社<sup>60</sup>、昌運<sup>61</sup>・昌朝<sup>62</sup>、  
 待制<sup>63</sup>、令<sup>64</sup>、仙禁<sup>65</sup>・禁苑<sup>66</sup>、休明<sup>67</sup>、朝廷<sup>68</sup>・震<sup>69</sup>（宸）極<sup>70</sup>、靈誥<sup>71</sup>、慈旨<sup>72</sup>・聖鑒<sup>73</sup>・  
 聖体<sup>74</sup>、天陔<sup>75</sup>（眷）、中旨<sup>76</sup>、上苑<sup>77</sup>、林期<sup>78</sup>、詔書<sup>79</sup>。右已前件、公中表奏、准式闕二字。

（下略）

公移（私）平闕式第三

a 大道・至道・玄道・道本・道源・道宗、吴(昊)天・上天・天神、后土・地祇、

上帝、皇祖・皇孝(考)、神(坤)靈、皇帝・天子、(皇)妣、穹蒼、五方帝、九天、乾

象・乾符、坤道・坤珍(珍)・坤德・坤儀、天皇・天帝、太皇・太后・皇后、

皇帝・天子・陛下、我太子、至尊、皇珍(祧)・廟号、我国家・我后。

右已前の件、公中表奏、式に准じて並びに平闕とす。 b 宗廟・社稷、陵号、

乘輿、制書・勅旨・明制・制詔、聖化・睿哲・絲綸・

渙汗・天恩、闕庭、国家、玄造・玄化、神至(主)・太社、昌運・昌朝、

待制、令、仙禁・禁苑、休明、朝廷・震(宸)極、璽誥、慈旨・聖鑒・

聖体、天睽(眷)、中旨、上苑、林期、詔書。右已前の件、公中表奏、式に准じて二字を闕く。

(下略)

⑥『慶元条法事類』卷一六、文書門一、文書(勅令式) (二三三頁。句読点は引用者)。

式／文書式

平闕

a 天神／地祇(祇)／陵廟／社稷／帝后／朝廷／制勅／聖德／乘輿／服御／宮闕／行幸／皇太子

如此之類、皆平闕。

b 陵廟中林木／拳陵廟號為官名／待制

如此之類、皆不闕字。

・式／文書式

平闕

a 天神／地祇（祇）／陵廟／社稷／帝后／朝廷／制勅／聖德／乘輿／服御／宮闕／行幸／皇太子

此の如きの類、皆な平闕す。

b 陵廟中の林木／陵廟號を挙げて官名と為す／待制

此の如きの類、皆な闕字せず。

以上の六点の史料のうち、①「大宝令」（七〇一制定）と②「養老令」（七一八編纂、七五七施行）はともに日本古代の法典であり、③『唐六典』は唐の開元二六年（七三八）に成った官制の書。④は第一節で述べたように、八世紀後半になった「唐天宝職官表」の転写本。その平闕式関連史料は、開元二五年の平闕式（④b～f）と天宝元年の追加法（④a、勅諫）から成る。これらに対して⑤『大唐新定吉凶書儀』（八一～八二編纂<sup>18</sup>）はあくまで書儀であり、法典の如き強制力は持たない。最後の⑥は南宋の法典（一二〇二編纂、一二〇三施行）である。このようにこれらの諸史料中、⑤のみ史料的人格が他とやや異なると言える。

#### 四 平闕用語の比較

前節で検討した六点の史料を用いて一覧表とし、そこからどのようなことが読み取れるかについて考えてみたい。

まず表一の構成について、若干説明する。表一における基準は、前述した「開天平闕式」④、図一参照とする（そのことを明示するため表一では太字にしてある）。図一に示したものと同様に、表一でも a・b・c・d・e・f の順に並べ、各節の中の用語は、原則として史料中の順に沿って並べるが、④と同一語句がある場合は、それに対応させる

表一 平闕式関連諸史料一覧表

・①～⑥各史料の典拠と原文については、本文中に解説する。  
 ・本表（全八頁）は④を基準として作成する。③④⑤のいわゆる「唐平闕式」の比較に主眼を置き、①②と⑥は参考とする。  
 ・②～⑥のa～fの区分は、各史料の区分（節）を示すものであり、それらの符号は、各史料相互間では内容上必ずしも対応しない。  
 ・平闕用語に附した番号は、各史料ごとの通し番号であり、同じ語句が比較しやすいように配置した。  
 ・備考は主として校勘の結果を説明する。

																	①大宝令
																	②養老令
																	③唐六典
				1													④唐天宝職官表
11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1							⑤大唐新定吉凶書儀
皇天	上天	蒼天	昊天	昊天	道宗	道源	道本	玄道	至道	大道							⑥慶元条法事類
																	備考

													2	4			3	5
													后	地			天	上
													土	祇 <sup>㊦</sup>			神	帝
27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12			
坤	坤	坤	坤	坤	皇	后	地	乾	乾	乾	天	九	五	上	穹			
儀	靈	珠	徳	道	地	土	祇	符	象	道	神	天	方	帝	蒼			
27	15	25	26	24			10	11	23	22	9	21	20	12	19			
坤	神 <sup>㊦</sup>	坤	坤	坤			后	地	乾	乾	天	九	五	上	穹			
儀	靈	紜 <sup>㊦</sup>	徳	道			土	祇	符	象	神	天	方	帝	蒼			
													2			1		
													地			天		
													祇 <sup>㊦</sup>			神		
か 坤 <sup>㊦</sup>							祇 <sup>x</sup>	③										
霊 15							↓	4、										
の 神							地	⑥										
誤 霊							祇 <sup>o</sup>	2										
り は							地											

												〔前表に続く〕	①大宝令
												〔前表に続く〕	②養老令
												〔前表に続く〕	③唐六典
												b 旧平闕式 (28~44)	④唐天宝職官表
													⑤大唐新定吉凶書儀
												〔前表に続く〕	⑥慶元条法事類
												〔前表に続く〕	備考

「皇太夫人」アリ

14 皇太后（皇太妃・皇太夫人同）

13 太皇太后（太皇太妃・太皇太夫人同）

10 至尊

9 陛下

6 天子

8 皇帝

5 先帝

2 皇祖妣

1 皇祖

皇祖考  
先帝

31 皇太子 b

15 皇后

20 皇太后

19 太皇太后

18 至尊

17 陛下

16 天子

15 皇帝

14 先后

13 先帝

10 〔皇祖〕妣

9 皇祖

6 天帝

22 皇太子

21 皇后

39 皇太后

38 太皇太后

36 至尊

35 陛下

34 天子

33 皇帝

32 先名（后）

31 先帝

30 皇祖妣

29 皇祖

28 天帝

41 皇太子

40 皇后

31 太皇太后

30 太皇太后

37 至尊

35 陛下

17・34 天子

16・33 皇帝

13 皇祖

29 天帝

32 皇后

31 太皇太后

30 太皇太后

37 至尊

35 陛下

17・34 天子

16・33 皇帝

13 皇祖

29 天帝

13 皇太子 a

〔5 帝后 a〕

〔5 帝后 a〕

〔5 帝后 a〕

〔5 帝后 a〕

〔5 帝后 a〕

〔5 帝后 a〕

〔5 帝后 a〕

〔5 帝后 a〕

〔5 帝后 a〕

〔5 帝后 a〕

〔5 帝后 a〕

〔5 帝后 a〕

帝・后の意

⑥ 5 帝后は、

皇太后とす

④ 37 38、⑤ 30

皇太后とす

帝・后の意

⑥ 5 帝后は、

④ 32 先名 ↓ 先后

考に作る。

① には皇祖

妣なく、皇祖

考に作る。

考に作る。

汎説古事	(皆不平闕)	天皇諡	皇 妣	皇 考
33 汎説古事	c (皆不平闕)	12 天皇諡	4 皇 妣	7 天 皇
49 汎説古典	d (亦不平出)	39 御前 b	28 山陵 b	26 大稷 b
45 汎論古典	c (不平闕)	11 太上 天皇	12 皇 妣	11 皇 考
				8 [皇] 祧
				7 廟 號
				44 皇 考
				43 皇 祧
				42 廟 号
		18 [皇] 妣	41 我 后	40 我 国家
			36 我 太子	28 天 皇
				14 皇 孝
				38 皇 祧
				39 廟 号
				(3 陵廟 a)
				⑤ 14 皇 孝 ↓ 皇 考
				⑤ 38 皇 祧 ↓ 皇 祧



										(並闕字)	① 大宝令		
23	21	24	22	20	18	17				b (並闕字)	② 養老令		
聖化	勅旨	天恩	明詔	詔書	乘輿	陵号				16 32			
35	33	36	34	32	30	29	24	23		b (並闕字)	③ 唐六典		
聖化	勅旨	天恩	明制	制書	乘輿	陵號	社稷	宗廟		23 41			
55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	d 平闕式 (46 57)	④ 唐天宝職官表		
朝命	聖化	勅旨	天恩	昭詔 <sup>明</sup>	詔書	乘輿	陵号	社稷	宗廟				
50	47	54	49	48	78	46	45	44	43	42	b (闕二字)	⑤ 大唐新定吉凶書儀	
聖化	勅旨	天恩	制詔	明制	詔書	制書	乘輿	陵号	社稷	宗廟	42 78		
		(7 制勅 a)			(7 制勅 a)		9 乘輿 a	(3 陵廟 a)	4 社稷 a		(前表に続く)	⑥ 慶元条法事類	
		制・勅の意	⑥ 7 制勅は		④ 51 昭詔 <sup>x</sup> 明詔 ↓		制・勅の意	⑥ 7 制勅は	陵・廟の意	⑥ 3 陵廟は	は不明	① 大宝令に つたが、 項目あ	備考

唐代の平闕式についての一考察（上）（岡野）

										32 殿下 30 東宮 27 御 <small>（至尊）</small> 19 車駕 <small>（謂斥）</small> 26 中宮										
							42	43	44	45	46	47								
							42	43	44	45	46	47	c 皆不闕字 宗廟中 陵中 行陵 陵中樹木 待制 乘輿車中馬							
										31 車駕 38 中宮										
65		64		63		62		61		60		59		58						
舍人		皇太子		車中駕		待制		陵中樹木		行陵		陵中		宗廟中		e 不闕式 宗廟中 陵中 行陵 陵中樹木 待制 車中駕 皇太子 舍人				
										57 御車駕 <small>（ト）</small> 56 中宮										
										63 待制 b										
										16 待制 14 陵廟中林木 b 皆不闕字										
										14 16										
うち舍せ④ であろ人て64 う子す皇65 舎な太は 人わ子合																				
										④ 57 の御車 駕は、② 19 27 を参考にし て御・車駕と すべし										

																		①大 宝 令		
																		(前表に続く)	②養 老 令	
																		(bに続く)	③唐 六 典	
																			④唐 天 宝 職 官 表	
70	69	68	67	66	65	64	62	61	60	59	58	57	56	55	53	52	51	(前表に続く)	⑤大 唐 新 定 吉 凶 書 儀	
璽 誥 b	震 極 b	朝 庭 b	休 明 b	禁 苑 b	仙 禁 b	令 b	昌 朝 b	昌 運 b	太 社 b	神 至 b	玄 化 b	玄 造 b	国 家 b	闕 庭 b	渙 汗 b	絲 綸 b	睿 哲 b		(aに続く)	⑥慶 元 条 法 事 類
		6																		備 考
		朝 庭 ・ 朝 廷 は 通 用							神 主	⑤ 神 至 ↓			通 用	闕 庭 ・ 闕 廷 は 通 用						
	⑤ 震 極 ↓																			



(それぞれの用語の番号は、出現順の通し番号である)。④の「唐天宝職官表」中の「開天平闕式」と比較するために、③『唐六典』と⑤『大唐新定吉凶書儀』それぞれの平闕式に着目し、それらの内容を表示した。ただし③や⑤(および後述の①②⑥)の a・b・c・d・e は、単にそれぞれの史料内の区分(節)とその順番(通し番号)を示すものであつて、基準となる④の a・b・c 等の記号ごとに、内容が正確に対応するものではないことに注意されたい。

①「大宝令」と②「養老令」はそれぞれ日本古代の法典(ただし①は亡佚していて、示された情報は不完全)で、参考のため附け加えてある。「大宝令」「養老令」は共に唐の「永徽令」(六五二)に基づくものであり、編纂が③の『唐六典』に先行するので、①②として先に置いた。また⑥『慶元条法事類』もあくまで参考用に記入したもので、南宋の法典であることから⑤の後に置いた。前述したように、本表は④の各節と節内の平闕用語の順番を基準としているため、それ以外の①②③⑤⑥では、a・b・c 等の区分および平闕用語の順番において、大幅に前後することとなる。表一の内容に関する検討に入る前に、もう一つ確認しておくべきことがある。すでに述べたように、④については、

- ④ a 「新平、闕令」    b 「旧平、闕式」    c …… 不在此限    d 「平、闕式」    e 「不闕式」    f …… 惣不闕  
( a・b・d・e はともに標題、c・f は各節末の語句 )

のように区分している。a・b・d には「平闕」の語句が使用されているが、それでは「平闕」とは具体的にどのようなことなのであろうか。

そこで参考のために、②③⑤における各史料の区分の仕方を見てみよう。ただしこれらにおいては a・b・c 等各節には標題がなく、幾つかの平闕用語を掲げた後に、これらをどのように扱うかということが文章として記されている。

- ② a …… 右皆平出    b …… 並闕字    c …… 皆不平闕  
③ a …… 皆平出    b …… 並闕字    c …… 皆不闕字    d …… 亦不平出    e …… 皆為字不成 (これは缺筆・缺画のこと)

⑤ a…並平闕、 b…闕二字

②の a・b と③の a・b から明らかかなように、唐初（および日本の養老年間）では、平闕式は主として「平出」と「闕字」に分かれ、それらを合せたものが、「平闕」と表示された。「平出」とは『令義解』卷七、公式令によれば、「平頭抄出」（行頭を揃えて書くこと。すなわち平出すべき語に至ると、直ちに改行してその語を次行の行頭に記すこと）であり、「闕字」とは、改行することなく当該用語の上一字（あるいは二、三字）を空格とすることである（なお擡頭は、平出をさらに強調して、行頭を他行より数字分高くした書式と言える）。このような理解からは、前述の④の標題の如き「平闕」の語句の使用法は、平出するのかが闕字をするのかが不明確となる。

そこで改めて図一の「開天平闕式」の a～f について、それぞれの節の結句に注目する。

④ a…宜令平闕、…並皆闕文。…不須懸闕。（後の二例は、条件が異なるため、ここでは議論の対象としない）

b…並須依平闕、 c…不在此限 d…並須平闕文、<sup>(19)</sup> e（ナシ） f…惣不闕

④ a の力点は、初めの「平闕」にあることは言うまでもない。しかしここでの「平闕」の語句の意味は、表一の③ a（および② a）と比べると明らかかなように、実は「平出」ということである。④ b の「平闕」も、③ a（および② a）との比較から、「平出」の意であることは明らかである。これに対して④ d の「平闕文」は、③ b（および② b）との比較から、実は「闕字」のことである（「闕字」は史料によって、「闕文」と記されることもある）。

④に用いられる「平闕」という語句は些か分かりにくいだが、④では「平出」のことを「平闕」と記し、「闕字」を「平闕文」（目的語の「文」字を置いている）と書いていることが分かる。ここから⑤ a の「平闕」もまた「平出」の意であり、⑤ b の「闕二字」は言うまでもなく「闕字」を指す（ただし② c の「不平闕」は、「平出」も「闕字」もしないことである）。

上述のことを再確認すると、④の平闕式は、実際のところ以下のような方法をとっていることが分かる。

④ a 平出 b 平出 c 不須平出 d 闕文 e 不須闕文（標題「不闕式」に基づく） f 不須闕文

ところで表一の中の唐代史料(③④⑤)を併せて「唐平闕式」と言ふ)のうち、③現存『唐六典』は刊本であるため、文字の判読は容易である。これに対して、④と⑤はそれぞれ鈔本であり、とりわけ⑤『大唐新定吉凶書儀』には異体字・誤字がかなり目立つ。⑤に関しては、すでに趙和平氏等の先行録文において、一定の校勘が行われている。それらの結果のうちのいくつかは、筆者もこれを表一に反映させている。ただこれまでの校勘の方法は、当該史料中の他の同一・類似用語例から推定したり、あるいはその字形・字音・字義から意をもつて改めるというものであった。これらの方法は勿論一定程度有効であるが、加えて筆者は表一に関して、次のような方法を併せ用いる。

第一は、まず「唐平闕式」(③④⑤)の間で比較し、その次に②と⑥を加えて検討するという方法である。いわば時間軸に沿った比較である。例えば⑤15に「神靈」の語句がある。「神靈」そのものは、用語として存在しても何ら自然ではないが、時代的に先行する④を見ると、④26の「坤靈」の誤記の可能性が疑われる。

第二の方法は、各史料の節内の平闕用語の順番、そこから判断される用語の組(グループ)に注目することである。同じく④26の「坤靈」の前後を見ると、④23～27まで、すべて「坤〇」と頭に「坤」字を共通に持っている。このことから④26の「坤靈」が確実なものとなり、その影響の下に⑤15の「神靈」があると考えると、「神靈」は「坤靈」の誤りである可能性がさらに大となる(ただし⑤の中で24・25・26・27の「坤〇」組から、15「神靈」が離れた位置にあるのは、「神靈」とする誤認が⑤作製当時定着していたためと思われる<sup>(20)</sup>)。

以下筆者が提唱する方法と従来の校訂方法を併用しつつ、いくつかの平闕用語の校勘について検討してゆこう。

地祇 ④20、⑤11はともに「地祇」に作るが、③4、⑥2は、いずれも誤って「地祇」とする。「祇」はくにつかみ、

地の神の意であるが、一方の「祇」は、つつしむ、つつしみの意であり、字形は近いが、まったく別の文字である。

坤靈・神靈 ④26「坤靈」と⑤15「神靈」については、校訂の方法論に関連して、前述した。

皇祖・皇祖妣 ④29「皇祖」と30「皇祖妣」は、皇帝の祖父母を表す。ところが③10の『唐六典』では「妣」と記すのみである。この場合③9の「皇祖」との関係で、③9・10は「皇祖」と「妣」なのか、あるいは「皇祖妣」一語なのか不明である。しかし③9の「皇祖」は前後の時代の史料(②1、④29、⑤13)との比較上、「皇祖」であることは確実である。また③には11「皇考」と12「皇妣」(皇帝の亡き父母)の組み合わせがあるところから、③10は「(皇祖)妣」以外には考え難いことになり、②2および④30の「皇祖妣」との比較からも、③10は「(皇祖)妣」に落ち着く。<sup>(21)</sup>

皇妣 他方⑤18の「妣」は、17の「天子」の直後に置かれている。また⑤14に「皇考(考)」がありながら、②4、③12にある「皇妣」がない。それらのことを考え合せると、⑤18は「(皇)妣」と理解すべきこととなる(その結果⑤には「(皇祖)妣」が落ちていることとなる)<sup>(22)</sup>。

太皇太后 ④37「太皇」と38「太后」、⑤30「太皇」と31「太后」は、ともに②13および③19の「太皇太后」との比較、さらにそれらの位置が「皇太后」「皇后」に先行することから考えて、いずれも二語を合せて「太皇太后」と改めるべきことが分かる(ただそうなると⑤には「皇太后」が脱落していることとなる)。

廟号・陵号 ④42「廟号」について、③7は「廟號」とし、⑤39は④42と同じ「廟号」である。また④48「陵号」についても、③29は「陵號」とするが、⑤44は④48と同じく「陵号」である。周知の如く唐の太祖李虎の諱を避けるため、唐代「虎」字は末画を欠いたり、「武」字等別の文字に置き換えられた。「號」については、缺筆事例はあるものの、「号」とするのは、一般的とは言い難い。『唐六典』の南宋版では巻四を欠いていて、直接比較ができないが、南宋版巻一では「号」字を、「號」に作っている(『宋本大唐六典』中華書局、一九九一、四頁三行目b「尊號」等)<sup>(24)</sup>。



皇祧 ④43「皇祧」に対応するのが、⑤38「皇<sub>マ</sub>祧（祧）」であろう。これら二例から、③8も「皇」祧の可能性が大きい。これら三例の前か後には「廟號」（あるいは「廟号」）が来るといふ点も共通する。<sup>(25)</sup>

天皇 ②7の「天皇」と⑤28の「天皇」は文字としては同じであるが、②「養老令」では「てんこう」を表すのに対して、⑤28では「てんこう」であって、天帝の意となる（後述）。<sup>(26)</sup> 関連して②11「太上天皇」、12「天皇諡」は、それぞれ日本独自の用語である。

汎論古典 ④45「汎論古典」は、③49では「泛説古典」に作り、②33では「汎説古事」とする（①でも同様と推定される）。「汎論」「泛説」「汎説」はいずれも通用するが、「古典」と「古事」では、必ずしも同義ではない。「典」と「事」は、字形の類似からくる②（および①）の誤りの可能性もあるが、日本ではあえて「古典」ではなく「古事」の語を選んだということも考えられよう。

詔書・明詔 ④50「詔書」、51「昭（明）詔」は、王言を表す用語である。②22では「明詔」とし、③34、⑤48では「明制」とあるので、④51「昭詔」は「明詔」の誤りとなろう。ところで「詔」字は則天武后の諱の「照」字と同音のため、載初元年（六八九）に「制」字に改められた。中宗の復位（神龍元年、七〇五）以後、則天時代の諸制度は、永淳以前の故事に戻されたが、「制」字については必ずしも使用禁止とはならず、そのまま用いられた。同時に則天以前に用いられていた「詔」字も復活使用されたため、この後両字の混用が一般的となる。<sup>(27)</sup>

表一の②「養老令」では、20「詔書」、22「明詔」とあるように、唐の「永徽令」を母法としているため、「詔」字がそのまま用いられている。これに対して③では32「制書」、34「明制」というように、「制」字に改められている。『唐六典』の製作年代は、玄宗の開元年間であるので、すでに「詔」字の再使用も可能なはずであるが、なぜか「制」字のままとなっている。ところが④「開天平闕式」では、50・51ともに「詔」字が用いられている。さらに⑤46「制書」、

78 「詔書」、48 「明制」、49 「制詔」では、「制」字と「詔」字の併用（あるいは混乱）が見られる。

御・車駕 つぎに④57 「御車駕」を見てみよう。「車駕」は皇帝・天皇の乗物を示し、皇帝・天皇を間接的に指称する用語としても用いられる。④57では「御車駕」を一語に扱っている。しかし②19 「車駕」、27 「御」と比較すれば明らかかなように、本来「御」と「車駕」は、別の用語として区別する方が良いと思われる。<sup>(28)</sup>

宗廟中・陵中・行陵 ④58・59・60に合せて、③42・43・44を区切ることが可能であろう。先行研究では、いろいろな区切り方を試みているが、④を基準にすればよい。<sup>(29)</sup>

車中駕 ④63 「車中駕」を、③47は「乘輿車中馬」とする。③30にすでに「乘輿」があるので、47の「乘輿」は独立した用語としては扱えない。ただ④63と③47のどちらが正しいか、判断を留保する。<sup>(30)</sup>

皇太子舍人 ④64 「皇太子」、65 「舍人」の二語が並ぶが、実は「皇太子」は④41、③22、②31にすでに出現している。そのため④64は「皇太子」ではなく、65と合せて「皇太子舍人」一語とすべきであろう。<sup>(31)</sup> ただし秦漢以来「太子舍人」の官名が一般的である。

神主 ⑤59 「神至」、③27 「神主」との比較により、「神至（主）」であることが分かる。すぐ後の⑤60に「太社」があることも、それを補強する。<sup>(32)</sup>

このような方法を用いることで、それぞれの用語をより確実に校勘することが可能となる。

注

(1) 避諱に関して、若干の関連文献をあげる。陳垣『史諱舉例』中華書局、一九六三、がこの分野の研究の先鞭をつけた。近年では王彥坤『歷代避諱字彙典』中州古籍出版社、一九九七、が有用。初学者向きの避諱案内として、井波陵一「使えない字―諱と漢籍」（武田時昌他『漢籍はおもしろい』研文出版、二〇〇八）、坂出祥伸『中国古典を読むはじめの一步』集広舎、二〇〇八、五五〜六八頁がある。

- (2) 平闕式について考える場合、関連する敦煌本書儀は複数ある。本稿では、その中で最も情報量の多い『大唐新定吉凶書儀』を比較対象として選ぶこととする。なおこの史料の文書番号は、従来〔S六五三七V一四〕と表記されてきたが、近年は小番号を削る傾向にあり、本稿でもそれに従うこととする。
- (3) 礼典と異なり「吉凶書儀」は、政府公認の儀礼規範でないことについては、張文昌著、土口史記訳、遠藤隆俊構成「中国中古における書儀の発展と『温公書儀』——『朱子家礼』の前奏」（『高知大学学術研究報告』第五八巻、二〇〇九）二九頁参照。
- (4) 唐令復原研究の代表は、後掲の『唐令拾遺』と『唐令拾遺補』であろう。また近年の研究として、中村裕一『唐令の基礎的研究』汲古書院、二〇一二年がある。
- (5) 陳仲夫点校『唐六典』中華書局、一九九二年は、活字本の『唐六典』であり、研究上役に立つ（以下では『陳校六典』と略す）。また『唐六典』の現代中国語訳本に、袁文興・潘寅生主編『唐六典全訳』甘肅人民出版社、一九九七年（以下では『六典全訳』と略す）および朱永嘉・蕭木注訳『新訳六典』（全四冊）三民書局、二〇〇二年（以下ではそのまま『新訳六典』とする）がある。
- (6) T. Yamamoto et al. co-ed, *Tun-huang and Turfan Documents Concerning Social and Economic History, Supplement (A)/(B)*, The Toyo Bunko, 2011
- (7) 池田・岡野一九七八〕二一七～二一八頁参照。
- (8) 丸山裕美子氏は、「平闕式」について、公式令と礼部式のいずれに規定されていたか判然としないとする（丸山二〇〇四〕二六九頁）が、「平闕式」の「式」を必ずしも法典と考える必要はなく、唐公式令の一条文と考えればよいであろう（ただし丸山氏の推論の如く、関連規定が法典としての式の中にもあった可能性を否定するものではない）。
- 一方〔劉俊文一九八九〕三七三頁は、④の「新平闕令」「旧平闕式」「平闕式」「不闕式」をすべて唐公式令とするが、④aの「新平闕令」のみは、この書式のまま、公式令の一条文であった訳ではない。また「貞麗娛、二〇一三〕一八五頁でも、④の「新平闕令」や「旧平闕式」等の「令式」を、平闕を実施するための根拠法令とするが、本文に述べた理由により賛成できない。
- 〔劉俊文一九八九〕三七四頁において、劉氏は「……此卷之伝写当在天宝之時、所録令式皆為天寶行用之制。／総上所考、故名之曰『天寶令式表殘卷』（……この卷子の伝写は天寶時になったので、書かれている令・式はみな天寶時代に行用されていた法制である。／上述の考察により、『天寶令式表殘卷』と名附けるものである。）と記されている。これは妥当な見解と思われる。ただし初出（一九八六）の時、劉氏は「天寶律令格式」实在説を主張しており、これに対しては、『戴建国二〇〇一』の批判がある。法典編纂としての「天寶律令格式」の不存在を主張する戴説は、当を得ていると言える。

- (10) 「懸闕」の語は、「平闕」の言い換えと理解する。その一例として「第一、目錄（其沿革篇所纂前代典実、応指尊極、不同開元礼、故不懸闕矣。…）」（『通典』卷四一、礼一、沿革一、礼序）がある。
- (11) 中村裕一『唐代制勅研究』汲古書院、一九九一、五三二～五三三頁、同『唐代公文書研究』汲古書院、一九九六、九二～九三頁、同『隋唐王言の研究』汲古書院、二〇〇三、一五二～一五三頁参照。
- (12) 王溥撰『唐会要』全二冊、上海古籍出版社、一九九一、上冊一〇一五頁。
- (13) 王欽若・楊億等撰『冊府元龜』中華書局、一九九四、一九六〇初刊、第一冊五九八頁。
- (14) 周紹良主編『全唐文新編』全二冊、吉林文史出版社、二〇〇〇、第二冊三〇九頁。
- (15) 以下において、平闕用語の捉え方について、各史料の先行録文を検討する。その場合重要なのは語句の認識（区切り方）である（符号の「・」と「、」の違いはさしあたり無視していただきたい。なお中国の句読点は、日本式に統一した）。まず『唐六典』録文から見てゆく。
- ③8～10 「皇」 祧、皇祖・（皇祖） 妣——「黃正建一九九五」一四二頁作「祧・皇祖・妣」、『拾遺』五七〇頁・「劉俊文一九八九」三九五頁作「祧、皇祖妣」、『陳校六典』一一三頁・『六典全訳』一三〇頁作「祧皇祖・妣」、『趙和平一九九五』一七三頁・「趙和平二〇一一」一八九頁作「祧皇・祖妣」、『吳麗嫻二〇一三』一八四頁作「祧皇祖妣」。
- ③42～44 「宗廟中・陵中・行陵」——『陳校六典』同頁（同一文獻の場合、前掲と同一頁であることを意味する。以下同）・『六典全訳』同頁・『新訳六典』同頁・「劉俊文一九八九」同頁・「黃正建一九九五」一四三頁・「吳麗嫻二〇一三」同頁、作同。『拾遺』五七二頁作「宗廟中陵、中行陵」、『趙和平一九九五』同頁・「趙和平二〇一一」同頁、作「宗廟・中陵・中行陵」。
- ③47 「乘輿車中馬」——『陳校六典』同頁・「吳麗嫻二〇一三」同頁、作同。『六典全訳』同頁、作「乘輿車中事（馬）」、『新訳六典』同頁、作「乘輿車中事」。『拾遺』五七二頁・「劉俊文一九八九」同頁・「趙和平二〇一一」同頁、作「乘輿、車中馬」。『趙和平一九九五』同頁、作「乘輿・車中・馬輿」。『黃正建一九九五』一四三頁注九は「乘輿」を衍字と考える。
- 本文で述べるように、筆者はこれらの中の異説は採らない。
- (16) 『大唐新定吉凶書儀』録文中、⑤30～31「太皇・太后」——『張小豔二〇〇七』一二四頁作同。『趙和平一九九三』四八九頁・「趙和平一九九五」一八三頁、作「太皇太后」。原文書の写真版では「太皇」と「太后」は連書されておらず、僅かに余白がある。したがって録文としては「太皇・太后」とせざるをえない。ただし本文に述べるように、それを「太皇太后」と校定するのは正しい。

- (17) 史料⑤の五行目の「准式並平闕」および末行の「准式闕二字」の「式」は、法典としての式ではなく「平闕式」の「式」を指すと筆者は理解する。
- (18) 「黄正建一九九五」一四一〜一四二頁は、⑤の成書年について通説(周一良・趙和平説)を批判し、その平闕式は文宗の和年間制度を反映していることから、「大和平闕式」説を主張する。この新説に対しては、書儀の鈔本は原作を基に部分的に増加するものの、全てを変更することは不可能であることから、通説の元和式を擁護する「呉麗娛二〇一三」一八六頁注①の批判がある。筆者も通説を支持する。
- (19) 「黄正建一九九五」一四四頁では、④dの「須平闕文」中の「平」字を衍字であろうと推測している。その可能性はあるものの、論拠が明らかでない。
- (20) 「黄正建一九九五」同頁、では、④26「坤靈」と⑤15「神靈」を別のものとする。⑤15については、「趙和平一九九三」四八九頁・「張小豔二〇〇七」二二四頁、ともに「神靈」とする。
- (21) 前掲注(15) 参照。
- (22) ⑤18については、「趙和平一九九三」同頁、作「[皇]妣」、<sup>7</sup>「張小豔二〇〇七」二二四頁、作「[皇]妣」。
- (23) ④37・38については、「劉俊文一九八九」三七七頁、作同、ただし根拠は明らかでない。⑤30・31については、「趙和平一九九三」四八九頁、作「[太皇太后]」。前掲注(16) 参照。
- (24) 王彦坤、前掲『歴代避諱字彙典』では、諸々の「虎」を旁とする避諱字の一例として、「號」の末筆を欠く字形をあげる(一八二頁)。また齋懷永『敦煌文獻避諱研究』甘肅教育出版社、二〇一三でも、李虎の避諱に関連して、「號」字に類似した字形を掲げるものの、俗字の可能性も大きいとする(二二二頁)。ただし「号」字についての言及は見られない。
- (25) 前掲注(15) 参照。
- (26) 日本の「天皇」号についても、神話や古代思想との関連を指摘する学説がある。「天皇」号の研究状況については、大津透「天皇号の成立」(『古代の天皇制』岩波書店、一九九九) 参照。
- (27) 中村裕一「詔と制」(前掲『唐代制勅研究』三五〜四五頁) 参照。
- (28) ④57「御・車駕」について、「劉俊文一九八九」三七六頁は、③31「車駕」を根拠として、「御」字を衍字と推測する。「黄正建一九九五」一四二頁は、「御車駕」のままとする。いずれも取り難い。
- (29) 前掲注(15) 参照。

(30) ④ 63 「車中駕」について、「劉俊文一九八九」同頁は、③ 47 「乘輿車中馬」を根拠として、「車中馬」に改める。前掲注（15）参照。

(31) ④ 64・65 は、「劉俊文一九八九」同頁、作同。ただしその根拠を示していない。「黄正建一九九五」一四二頁注六・一四三頁注一一、では、④ 41 と 64 に「皇太子」が重出すると言うが、これは誤りである。すなわち前者は「皇太子」であり、後者は「皇太子舍人」とすべきである。

(32) ⑤ 59 「神至（主）」については、「趙和平一九九三・四九〇頁、作「神至（主）」、「黄正建一九九五」一四二頁、作「神主」。ただし図版で見る限り、趙氏の「至」字は、「至」字のままではない。

（未完）